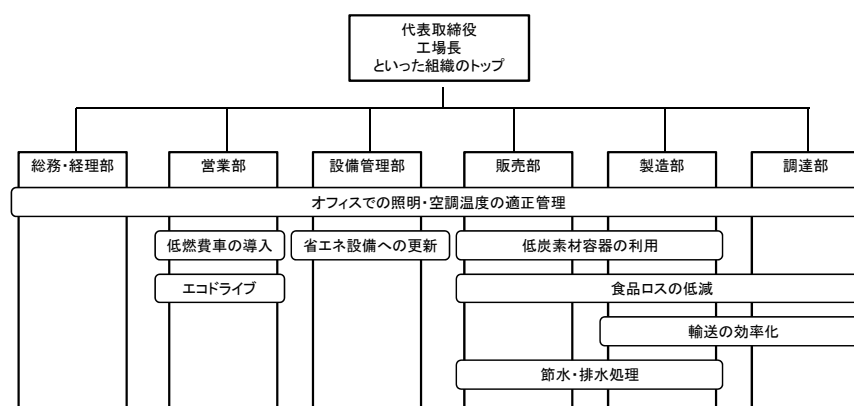


2 温暖化対策・省エネ対策の進め方

2.1 温暖化対策は誰がやっているの？

温暖化対策は、一部の人が担当するというものではなく、役員からパート・アルバイトまで全ての従業員が実施すると考えてください。また、温暖化対策は対策毎に実施者が異なります。すなわち、休憩室の場合、休憩室を最後に退出する方が照明、空調のスイッチを切ったり、窓の開け閉めをしますし、蛍光灯から LED への切り替えの場合は、照明設備を管理する部署の方が担当し、照明の部屋の照度やコストを考慮しながら取り替え工事を実施することになります。下図は企業の体制の中に温暖化対策とその担当者を例示したものです。部署毎に担当する対策が異なることがわかります。

また、企業が温暖化対策に取り組む場合、トップが率先して取り組むことは効果的です。これにはトップダウンで取り組める環境マネジメントシステム等で体制を構築し、その中で業務として温暖化対策に取り組む担当者（責任者）を決めることが大切です。



図表 2-1 体制において各部が取り組む温暖化対策の例

また、仕事を終えて自宅に戻れば、温暖化対策の責任者になります。すなわち、自宅では照明や冷蔵庫等の節電、炊事やお風呂を沸かすためのガスを節約したり、電化製品の買い替え時に高効率のものを購入したり、プラスチックごみを減らしたり、節水をしたり、といった具合にです。

このように、温暖化対策は国民一人一人が仕事や生活の中で取り組むべき対策ですので、各自が自分の役割や責任と権限において、温室効果ガス削減を常に意識することが大切です。

2.2 環境マネジメントシステムを利用した温暖化対策

環境マネジメントシステムは、企業が自らの活動・製品・サービスにより発生する環境負荷を、自らが評価して減らしていく取組を管理する仕組みです。環境マネジメントシステムを構築した企業は、CO₂ 排出等環境負荷の削減はもちろん、CO₂ 削減のための節電や省エネで電気や燃料・熱のコストも削減できています。

国際規格 ISO14001

環境マネジメントシステムは企業が個々に構築してもよいのですが、現在は、国際規格ISO14001 に基づいた仕組みづくりをしている企業が多くなっています³⁾。

ISO14001 は企業単位だけでなく、あるとあらゆる組織単位に適用できる規格で、そのコンセプトはPDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：確認、Action：見直し）に基づいた継続的改善と定期的な第三者審査です。

エコアクション 21

ISO14001 規格の環境マネジメントシステムによる環境負荷削減効果は大きいのですが、その半面、労力や費用負担も大きいため、中小企業にとっては負担が重すぎることが少なくありませんでした。これを受けて、環境省は中小企業の負担を軽減する目的で ISO14001 の簡易化したエコアクション 21 を構築しました。現在、多くの中小企業がエコアクション 21 に取り組んでいます。

また、一般財団法人食品産業センターでは、食品リサイクル法に基づいて食品リサイクルに積極的に取り組んでいる食品関連事業者を適正に評価するための「エコアクション 21 食品関連事業者認証・登録制度」を運用しています。認定された事業者は「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録され、認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログ、名刺などに、「食品リサイクル優良事業者」の赤文字をエコアクション 21 のロゴマーク上部に入れて使用することができます。



その他

エコアクション 21 以外にも中小企業向けにエコステージや京都の KES（KyotoEnvironment system Standard:京都環境マネジメントシステムスタンダード）・環境マネジメントシステム・スタンダード、群馬の環境 GS（群馬スタンダード）認定制度といったものもあります。

3) ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）は民間組織で、電気分野を除く工業分野の国際標準（国際規格）を策定している。

2.3 エネルギーマネジメントシステムを利用した温暖化対策

環境マネジメントシステム以外に、温暖化対策に有効なマネジメントシステムとして、エネルギーマネジメントシステムがあります。これはエネルギー起源 CO₂ の削減に効果があります。

これまで、日本国内の省エネルギーへの取組は省エネ法によりリードされてきました。省エネ法では対象事業所・対象事業者が

- エネルギー消費量の集計
- エネルギー消費設備の洗い出し
- 省エネ対策とその効果の試算
- エネルギー消費設備の管理標準策定

等の作業を通して、エネルギー消費原単位を年平均 1%以上低減するように取り組んできました。これもエネルギーマネジメントシステムの一つと言えます。

これに対し、2011 年に国際規格として発行したエネルギーマネジメントシステム（ISO50001）が新しいエネルギーマネジメントシステムです。規格の構成は ISO14001 と同様で、PDCAサイクルのコンセプトの元に、第三者の審査を受ける、というものです。この規格は制定されてから日が浅いため、第三者審査機関に認証取得されている組織数は 29 件と、ISO14001 と比較してまだ少数⁴⁾です（JAB⁵⁾ 認証件数、2013 年 12 月時点）。

4) ISO14001 の認証件数は 19,277 件（JAB 認証件数、2013 年 12 月時点）です。

5) 公益財団法人 日本適合性協会の略称。

2.4 社員教育はどうやっているの？

温暖化対策に限らず、教育は環境問題を解決するための強力な対策になります。また、教育は継続が肝心です。社内での勉強会、専門家を招いた講習会、社外の活動や講習会・展示会への参加、独学、といったように、形式にこだわらず何らかの形で教育の機会を設け続けることが継続のコツです。しかし、業務以外で勉強の機会を作ることは難しいものです。温暖化対策を業務の一つとしてトップダウンで環境マネジメントシステムを組み込み、従業員に PDCA を実践してもらうことで、従業員の意識が高まるといった効果が得られます。

温暖化対策に関する教材ですが、温暖化対策全体を見通せる網羅された情報は少ないようです。これは、温暖化対策が、温暖化メカニズムや将来の予測等といった科学的な側面、温室効果ガス排出規制や税制等に関する政治的な側面、省エネルギー等温暖化対策技術の開発という技術的な側面、というように様々な側面をもつからです。最初から全体を見通すことは難しいかもしれませんので、まずは興味あるところから探するのが良いと思います。教材はインターネット、書籍、展示会等を利用することができます。

インターネット

全国地球温暖化防止活動推進センター <http://www.jccca.org/>

地球温暖化に関する情報が豊富に掲載されています。また、図表等の教材も豊富でドキュメントライセンスに同意すればダウンロードできます。

独立行政法人 国立環境研究所地球環境研究センター『ここが知りたい温暖化』

http://www.cger.nies.go.jp/ja/library/qa/qa_index-j.html

地球温暖化の科学的な側面からの解説が Q&A 形式で展開されています。

環境省 地球環境局 <http://www.env.go.jp/earth/>

日本の温暖化対策に関する情報が豊富に載っています。また、リンク先も豊富にのっており、日本国内では最も情報が集まるサイトです。

農林水産省 地球温暖化対策総合戦略

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_ondanka/senryaku.html

農林水産省の地球温暖化対策総合戦略が紹介されています。

一般財団法人 省エネルギーセンター <http://www.eccj.or.jp/>

省エネ対策の情報が豊富に掲載されています。セミナーや省エネ診断の案内もあります。

書籍

地球温暖化に関しては非常に多くの書籍が出版されています。自分に合った書籍を探すには実物を見ながら決めるのが一番だと思いますが、多くが専門書に分類されるため、大型書店に行ってみることをお勧めします。なお、書店では、地球温暖化に分類されている書籍には科学的側面や政治的側面から記述されたものが多く、温暖化対策の技術的側面になると省エネや再生可能エネルギー等のエネルギー分野の書棚に分類されていることがあります。もし、目的の書籍が決まっているのであれば、インターネットや身近にある書店で取り寄せることも可能です。インターネットで購入する場合は、書評を参照するのもいいかもしれません。

展示会

展示会はビジネス目的で出展しているブースが多いですが、広報・宣伝も目的としていることが多いので情報収集として利用することもできます。展示会を利用する最大のメリットは、出展者の方と直接話をしながら情報を収集できる点と最新動向を知ることができる点です。出展ブースではパンフレットやちらしが無料配布されており、消化しきれないぐらいの情報を収集できます。但し、開催期間が数日間と短いため、開催日程を予め把握しておくのがコツです。

忙しい業務の中で、従業員を展示会に派遣する余裕はない企業も多いことと思います。しかしこうした展示会の場で得られる情報は新たな発見となり、日々の業務の改善や工夫を行うモチベーションになると考えられます。

エコプロダクツ展 <http://eco-pro.com/eco2013/>

一般社団法人産業環境管理協会・日経新聞の共催で、環境分野では最大級の展示会です。温暖化対策を含めた様々な環境関連企業の出展やセミナー・講演会等盛りだくさんです。

環境展 <https://www.nippo.co.jp/n-expo014/>

日報ビジネス株式会社が主催する、環境ビジネスの展開を目的とした展示会です。各社の環境技術やサービスが紹介されています。地球温暖化防止展も同時開催されています。

ENEX 地球環境とエネルギーの調和展/Smart Energy Japan <http://www.low-cf.jp/>

一般財団法人省エネセンターと株式会社 ICS コンベンションデザインが主催する、最新の省エネルギー技術とソリューション展示に加え、省エネセミナーが開催されています。

省エネルギーフェア 2013 <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/3-3enebusiness.html>

関東経済産業局等が主催する省エネ事業者支援の取り組み。同時開催で無料セミナーもあります。2012年、2013年と開催されましたので、2014年も開催が期待されます。

図表 2-2 地域の地球温暖化防止活動推進センター

地域	センター名称	
全国	全国地球温暖化防止活動推進センター	http://www.jccca.org/
北海道	北海道地球温暖化防止活動推進センター	http://www.heco-spc.or.jp/
青森	青森県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-aomori.jp/
	青森市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-aomori.jp/shicenter.html
岩手	岩手県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.aiina.jp/environment/
宮城	ストップ温暖化センターみやぎ	http://www.melon.or.jp/melon/contents/Global Warming/
秋田	秋田県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-akita.org/onsen/
	秋田市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.cceakita.org/works/ondan.html
山形	山形県地球温暖化防止活動推進センター	http://env.jp/
福島	福島県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.fukushima-ondanka.org/
茨城	茨城県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kankyokanri.or.jp/
栃木	栃木県地球温暖化防止活動推進センター	http://homepage3.nifty.com/tochiondan/
群馬	群馬県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.gccca.jp/
埼玉	埼玉県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kannet-sai.org/
	熊谷市地球温暖化防止活動推進センター	http://kumakanren09.net/ksccca/index.html
	川口市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.ecolife-kawaguchi.org/
千葉	千葉県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.ckz.jp/onndannka/
東京	東京都地球温暖化防止活動推進センター	http://www.tokyo-co2down.jp/
神奈川	神奈川県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kccca.jp/
	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.cckawasaki.jp/kwccca/
新潟	新潟県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-niigata.or.jp/ondanka/
山梨	山梨県地球温暖化防止活動推進センター	http://www15.plala.or.jp/yamanashi-f21/
静岡	静岡県地球温暖化防止活動推進センター	http://sccca.net/
	浜松市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.hamaeco.org/
富山	富山県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.tkz.or.jp/con15.html
石川	石川県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-partner.net/ondanka/index.html
福井	福井県地球温暖化防止活動推進センター	http://stopondanka-fukui.jp/
長野	長野県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/
	長野市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-mame.net/
岐阜	岐阜県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.koeiken.or.jp/ondanka/
愛知	愛知県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.accca.net/
三重	三重県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.mec.or.jp/ondan/
滋賀	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.ohmi.or.jp/ondanka/
京都	京都府地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kcfca.or.jp/
大阪	大阪府地球温暖化防止活動推進センター	http://www.osaka-midori.jp/ondanka-c/
兵庫	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/center/
奈良	奈良県地球温暖化防止活動推進センター	http://naso.jp/
和歌山	和歌山県地球温暖化防止活動推進センター	http://wenet.info/
鳥取	鳥取県地球温暖化防止活動推進センター	http://ecoft.org/
島根	島根県地球温暖化防止活動推進センター	http://nature-sanbe.jp/eco/
岡山	岡山県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kankyo.or.jp/koueki/ondanka/
広島	脱温暖化センターひろしま	http://www.kanhokyo.or.jp/ondan/ondan.html
山口	山口県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.yobou.or.jp/vccca/
徳島	徳島県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.tccca.org/
香川	香川県地球温暖化防止活動推進センター	http://www5.ocn.ne.jp/~k-ecc/center/
愛媛	愛媛県地球温暖化防止活動推進センター	http://eccca.or.jp/
高知	高知県地球温暖化防止活動推進センター	http://npo-kankyonomori.com/ondanka/
福岡	福岡県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.fc2ccca.jp/
佐賀	佐賀県地球温暖化防止活動推進センター	http://obnsccca.web.fc2.com/
長崎	長崎県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.nccca.jp/
熊本	熊本県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kuma-ontai.jp
	熊本市地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kuma-ontai.jp
大分	大分県地球温暖化防止活動推進センター	http://www7b.biglobe.ne.jp/~oitaondanka/
宮崎	宮崎県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.mc3a.org/
鹿児島	鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター	http://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/
沖縄	気候アクションセンターおきなわ	http://www.okica.or.jp/

2.5 温暖化対策・省エネ対策のコスト削減額の算出の考え方はどうなっているの？

対策によってコスト削減額の算出方法は異なります。代表的な例として設備投資を伴わない対策（運用対策）と、設備投資を伴う対策（設備投資対策）と、を例に説明します。運用対策は削減コストがそのままコストメリットになります。一方、設備投資対策は削減コストで設備投資額を回収しなければなりませんので、設備投資回収が完了してはじめてコストメリットを得ることができます。

運用対策の例：事務所内での昼休みの消灯の場合

コスト削減額は次のように算出します。

$$(\text{年間の削減コスト}) = (\text{照明の消費電力}) \times (\text{消灯時間}) \times (\text{電気料金単価})$$

ここで、蛍光灯を 40W、蛍光灯の本数が全部で 100 本、消した時間を昼休みの 1h、これを営業日数 220 日間毎日消し、電気料金単価を 15 円/kWh とすると、年間 13,200 円削減できることになります。

$$(\text{照明の消費電力}) = 40\text{W}/\text{本} \times 100 \text{ 本} = 4\text{kW}$$

$$(\text{消灯時間}) = 1\text{h}/\text{日} \times 220 \text{ 日/年} = 220\text{h/年}$$

$$(\text{年間の削減コスト}) = (4\text{kW}) \times (220\text{h/年}) \times (15 \text{ 円/kWh}) = \underline{13,200 \text{ 円/年}}$$

設備投資対策の例：24 時間営業の店舗における蛍光灯から LED への更新の場合

コスト削減額は次のように算出します。

$$(\text{年間の削減コスト}) = (\text{照明の節電電力}) \times (\text{点灯時間}) \times (\text{電気料金単価})$$

ここで、60W の蛍光灯 100 本を 12W の LED へ交換するとして、年間の営業日数を 365 日、毎日 24 時間点灯しているとすると、年間の削減コストは約 63 万円です。

$$(\text{照明の節電電力}) = (60\text{W}/\text{本} - 12\text{W}/\text{本}) \times 100 \text{ 本} = 4.8\text{kW}$$

$$(\text{点灯時間}) = 24\text{h}/\text{日} \times 365 \text{ 日/年} = 8,760\text{h/年}$$

$$(\text{年間の削減コスト}) = (4.8\text{kW}) \times (8,760\text{h/年}) \times (15 \text{ 円/kWh}) = \underline{630,720 \text{ 円/年}}$$

一方、蛍光灯から LED への交換には、LED の購入費と器具の取り替え工事費が必要になりますので、年間の削減コストで LED 購入費と工事費を回収する必要があります。LED の購入費は約 5,000 円/本とすると 50 万円、工事費が一式約 50 万円とすれば総額 100 万円かかることになりますので、投資回収には $100 \text{ 万円} \div 63 \text{ 万円} = \text{約 } 1.6 \text{ 年}$ かかります。この場合、3 年目からは毎年 63 万円のメリットを得ることができます。

2.6 店舗や建物の温暖化対策を支援してくれる組織は？

温暖化対策の中でも省エネ診断等を展開している組織を紹介します。

環境省 事業者のための CO₂ 削減対策 Navi

環境省が事業者に対して CO₂ 削減をサポートするサイトです。このサイトでは、事業者向けに CO₂ 削減・節電ポテンシャル診断を実施したり、セミナー開催案内をしています。更に、ホームページ内には簡単に CO₂ 削減対策チェックができるページがあります。

<http://co2-portal.env.go.jp/info>

東京商工会議所

東京商工会議所では中小企業向けに毎年、省エネ診断、省エネセミナー、省エネ勉強会を無料で実施しています。これら支援は毎年 5 月連休明け頃に支援内容が発表されていますので、下記 URL でチェックしてみてください。

<http://eco-hint.tokyo-cci.or.jp/diagnosisguide>

また、省エネ実践ガイドブックも公表されています。これは、中小企業ならではの省エネの取り組みを、平成 23 年度、平成 24 年度に東商が実施した省エネ診断の結果・実績を基に解説した冊子です。

<http://eco-hint.tokyo-cci.or.jp/practicalguide2>

全国地球温暖化防止活動推進センター <http://www.jccca.org/>

地域の地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化学習の要望のあった学校・企業・団体に対して、地球温暖化防止活動推進員を派遣する事業へのサポートを行っています。併せて地域の地球温暖化防止活動推進センターのリンクページもあります。更に、イベントやセミナーの案内も充実しています。

クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

東京都の地球温暖化防止活動推進センターですが、都条例の中小規模事業所向けに中小規模事業所対策推進研修会（省エネルギー研修会）、業種別省エネルギー対策推進研修会、省エネセミナー等が多くの支援策が充実していますので、都内の事業者の方は必見です。<http://www.tokyo-co2down.jp/seminar/>

一般財団法人省エネルギーセンター <http://www.eccj.or.jp/shindan/index.html>

省エネセンターでは中小企業等の省エネ・節電の推進をサポートするため、「省エネ診断」「節電診断」「講師派遣（省エネ・節電説明会）」の無料サービスを実施しています。

2.7 法律や条例は企業にどのような影響を与えているの？

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

現在、日本の地球温暖化対策の中心的な役割を担っているのが温対法です。温対法は、温室効果ガスの大規模排出事業者に対し、排出量の算定・報告・公表を義務付けています（算定報告公表制度）。対象事業者は、エネルギー起源CO₂は省エネ法の対象事業者、エネルギー起源CO₂以外は年間 3,000t-CO₂を超える事業者、を対象としています。なお、フランチャイズチェーンを展開している事業者は加盟店全体で 1 社とみなします。算定報告公表制度は次の URL にあります。<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

省エネ法は大規模エネルギー使用者を対象に、定期報告書、中長期計画書の提出を義務付けています。対象事業者は年間のエネルギー消費量が原油換算で 1,500kl を超える事業者です。フランチャイズチェーンを展開している事業者は加盟店全体で 1 社とみなします。また、輸送事業者（貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、航空輸送事業者）は保有する鉄道車両、車両、船舶、航空機の台数が一定台数を超える場合、荷主は 3,000 万トンキロを超える場合が、対象事業者となります。

省エネ法の概要は<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/>を参照ください。省エネ法は<http://www.eccj.or.jp/law06/index.html>を参照ください。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品リサイクル法は、食品の製造、卸売、小売、外食事業において年間 100t 以上の食品廃棄物を発生する事業者に対し、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を毎年報告する義務を課しています。平成 24 年 4 月からは「発生抑制の目標値」が暫定的に 16 業種に設定されています。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/>

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装リサイクル法は、家庭ごみの 5 割（容積比）を占める容器包装を減らし、再商品化・再資源化を進めるための法律で、ガラス製容器、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を作ったり、利用している事業者に対して容器包装の再商品化義務を課しています。但し、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者のうち販売額が一定の額に満たないものはこの法律の適用を除外されます。

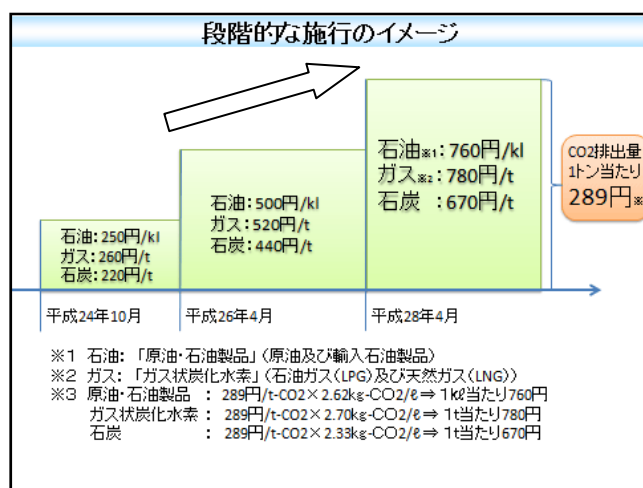
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/index.html>

2.8 税制とは関係あるの？

国は地球温暖化対策を推進するための経済的手法として、税制や減税を導入しています。以下では、温暖化対策に関連する税制と減税を紹介します。

地球温暖化のための課税の特例

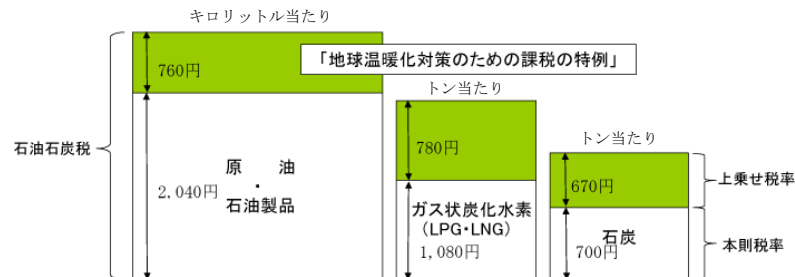
まず、温暖化対策を目的とした直接的な税金としては、石油石炭税に上乗せされた地球温暖化対策のための税があります。課税対象は「石油」、「石炭」、「ガス」です。「石油」には小売されている重油、軽油、ガソリン、灯油等の石油製品を含みます。また、「ガス」にはLPGや液化天然ガス（LNG）を含みます。都市ガスは液化天然ガスから製造されていますし、LPGは石油精製の過程で発生するガスが利用されていますので、これらも課税対象になります。課税は平成24年10月に始まり、平成26年4月に課税額が上がり、平成28年4月に最終的な課税額へと推移していきます。



出展：環境省ホームページ『税制のグリーン化（環境税等）』
<http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>

図表 2-3 地球温暖化対策税の段階的施行

平成 28 年 4 月以降は石油・石炭税と地球温暖化対策税が合計されて下図の税金がかかることになります。



出典：財務ホームページ「地球温暖化のための課税の特例」について
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/333.htm

図表 2-4 石油・ガス・石炭にかかる税金

地球温暖化対策税とは逆に、「減税」されるものもあります。次は省エネ対策を実施した場合に適用される減税です。

グリーン投資減税

経済産業省資源エネルギー庁が実施していますが、青色申告書を提出する個人事業者または資本金 1 億円以下の中小企業等⁶⁾が対象設備を取得し、かつ 1 年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の 30%特別償却（一部の対象設備については即時償却）又は 7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを選択し税制優遇が受けられる制度です。対象設備は 31 種類あり次の URL で確認することができます。

<http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html>

6) 中小企業等とは、以下に該当する中小企業者又は農業協同組合等大企業の子会社等を除く資本金 1 億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人。個人事業者 においては常時使用する従業員数が 1,000 人以下のもの。農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会。

2.9 補助金はあるの？

温暖化対策や省エネ対策に関する助成制度はたくさんあります。次表は、いずれも平成 25 年度に実施された公募型のもの（補助事業は中小企業向けの温暖化対策や省エネ対策を想定して抜粋したもの）です。公募時期は 4 月~7 月に集中していますが、次年度も同様の助成制度が実施される可能性が高いと思います。

事業者のための CO₂ 削減対策 Navi

次表の助成制度は全国を対象にしたものですが、都道府県で実施されている補助制度は下記サイトを検索すると出てきます。

<http://co2-portal.env.go.jp/aid>

図表 2-5 中小企業向け設備導入における助成制度

補助の種別	設備補助					
補助金名	平成25年度 家庭・事業者向けエコリース促進事業	小規模グリーン設備導入支援補助金	エネルギー使用合理化事業者支援補助金(小規模事業者実証分)	平成25年度 省エネルギー対策導入促進事業費補助金	平成25年度 住宅・建築物省CO2先導事業	省エネ型ノンフロン整備促進事業
所轄官庁等	環境省	経済産業省中小企業庁	経済産業省中小企業庁	経済産業省 資源エネルギー庁	国土交通省	環境省
補助金額	・リース料の総額の3% ・特に節電効果が高い場合:5% (2012年6月25日～) ・岩手県、宮城県、福島県:10%	補助率:1/3以内(補助対象経費150万円以下)	補助率:1/3 補助上限:150万円(それを超えるものは一律50万円)	補助率:(1) 無料(2) 1/2以内(上限:100万円～3,000万円/件)	補助率:1/2以内 ・新築非住宅及び共同住宅:上限5%又は10億円のいずれか少ない金額 ・戸建住宅:上限300万円/戸	補助率:ノンフロン冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3以内
補助金の内容	家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の3%(5%、10%)を補助	小規模企業が現在使用している設備や機器の置き換えをする際に発生する購入費や設置費の一部を補助。我が国における企業の約9割を占める小規模企業に補助をすることによって、省エネを促進し、我が国全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出量抑制を図る。	小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、小規模事業者における省エネルギーを推進するとともに、小規模事業者へ省エネルギー性能の高い機器及び設備が自律的に普及するためのファイナンススキームを構築することを目的とする。	中小規模工場や業務部門を対象とする省エネ診断や省エネに関する説明会等の情報提供を実施し、省エネルギーを推進するための事業を支援する。	住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物(以下「住宅・建築物」という)における省CO2の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものの整備費等の一部を補助。平成25年度より「特定課題」を設定。また、「自立エネルギー型都市づくり推進事業(※)部門」を新たに設置予定。平成24年度より「中小規模建築物部門」を設置。平成23年度第3回募集にて創設した「特定被災区域部門」は廃止。	省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、エネルギー起源CO2(エネルギーの使用に伴い発生するCO2)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図る。
受けられる補助金	対象リース先:家庭(個人)、個人事業主、中小企業、又は中堅企業。政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関は対象外。 ※補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行う。 ※導入機器によるCO2削減量等のモニタリング報告は必要なし。	小規模企業が導入する省エネルギー設備のうち、技術の先進性、省エネ効果、費用対効果を踏まえて、政策的意義が高いと認められた設備を対象とする。(業務用エアコン・業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫等) ※小規模企業の定義:・商業・サービス業 従業員5人以下・製造業等その他の業種 従業員20人以下	補助対象:対象設備(業務用エアコン・ディンナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫)を設置・所有する小規模事業者 ※小規模企業の定義・商業・サービス業 従業員5人以下・製造業等その他の業種 従業員20人以下	要件を満たす中小企業を対象とし、以下の事業に対して補助を行う。 (1) 省エネルギー対策導入指導事業 ・省エネ診断の実施 ・省エネに関する情報提供 (2) 省エネルギー計測監視設備等導入事業 ・自ら使用し、かつ事業を営んでいる工場、事業所等の建物において、新たに省エネルギー計測監視装置を設置し、エネルギー消費量の「見える化」を行うこと ・併せて省エネルギー診断を活用することによって、省エネルギー化を図る事業 ・省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると見込まれるもの	次の①～④のいずれか、または組み合わせ。 ①住宅・建築物の新築、 ②既存の住宅・建築物の改修、 ③省CO2のマネジメントシステムの整備、 ④省CO2に関する技術の検証(社会実験・展示等)アンケート、ヒアリング、情報提供への協力要。	既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型ノンフロン冷凍等装置を導入する事業
問い合わせ先	一般社団法人 ESCO推進協議会 エコ・リース促進事業部	経済産業省 中小企業庁 創業・技術課	エネルギー使用合理化事業者支援事業(小規模事業者実証分)事務局 一般財団法人省エネルギーセンター 家庭省エネ・人材本部 家庭・人材総括部	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課	独立行政法人 建築研究所 住宅・建築物省CO2先導事業評価室(連絡室)	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン等対策推進室
電話番号	TEL:03-5212-1606 FAX:03-5212-1607	TEL:03-3501-1816	TEL:03-5543-3064 FAX:03-5543-3887	TEL:03-3501-9726 FAX:03-3580-8439	※電話での問合せ不可 FAX:03-3222-7882 Mail:shouco2@kenken.go.jp	TEL:03-5521-8329 FAX:03-3581-3348
HP	http://www.iaesco.or.jp/ecolease-promotion/		http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/2013/130731energy.htm	http://www.ace.or.jp/web/latest/rend/list2.php?KijidDetail&kijid=1113	http://www.kenken.go.jp/shouco2/index.html	http://www.env.go.jp/earth/ozone/hojokin/attach/h25_vorvo.pdf

出典：事業者のためのCO₂削減 Navih<http://co2-portal.env.go.jp/aid>

また、省エネ診断や融資制度もあります。

図表 2-6 診断・調査、融資制度

種別	診断・調査		融資
事業名	平成25年度 CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業	無料節電・省エネ診断/無料講師派遣	環境配慮型経営に係る利子供給事業
所轄官庁等	環境省	経済産業省資源エネルギー庁	環境省
支援金額	環境省が全額負担工場やビル等におけるCO2削減・節電のための対策診断	無料	限度額: 上限1%又は、貸付利率の2/3のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乘じた額
支援の内容	環境省が派遣する診断機関が、希望する工場やビル等における設備の導入状況のヒアリングや実際の運用状況の機器による計測等を行い、CO2排出削減・節電のための診断を行う。	中小企業等の省エネ・節電の推進をサポートするために、①省エネ診断②節電診断③省エネ・節電説明会講師派遣のサービスを実施する。運用改善による対策から、設備導入による省エネ・節電対策まで、幅広くサポートし、様々な疑問、要望に対応する。	環境格付融資により地球温暖化対策設備投資について融資を受ける事業者が、3年間で3%又は5年間で5%以上のCO2排出削減を誓約をした場合に、当該融資を行う金融機関に対して利子補給を行う。なお、CO2排出状況について継続的にモニタリングを行い、誓約したCO2排出削減が達成されなかった場合、未達成割合に応じて補助金の返還を請求することにより、確実なCO2排出削減を図る
受けられる支援	年間CO2排出量が3,000t以上の事業所(工場、事業場)(ただし自動車等の排出、民生部門のうち住宅、集合住宅等の排出は含まない)	①中小企業で、年間エネルギー使用量(原油換算値)が、100kL以上で1,500kL未満の工場・ビル等が対象。 ②契約電力50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等の施設が対象。(エネルギー管理指定工場は対象外)但し、中小企業に関しては、エネルギー管理指定工場であっても対象となる。 ③地方自治体や公的な組織、民間の業界団体、協会および協議会などが、無料で開催する「省エネ・節電説明会」に、講師を派遣(※有料の講座・セミナー等と連携開催するものは、対象外)	①融資先の条件・3年間で3%又は5年間で5%以上のCO2排出削減(排出量又は原単位)の制約をした事業者 ②利子補給の対象上記誓約を行った企業に対する、地球温暖化対策設備投資のための金融機関の融資に係る利子 ③利子補給率上限1% ④対象となる融資(貸付け)地球温暖化対策に係る環境格付融資を実施する金融機関が行う融資に限る
問い合わせ先	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室	一般財団法人 省エネルギーセンター 家庭・地域省エネ普及本部/産業省 エネ推進・技術本部	環境省 総合環境政策局 環境経済課 企業行動係
電話番号	直通: 03-5521-8354 代表: 03-3581-3351	TEL: 03-5543-3013	TEL: 03-3581-3351 (内線6263)
HP	https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16787	http://www.shindan-net.jp/	https://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=22120&hou_id=16604

2.10 困った時はどうしたらいいの？

困った時は、何に困っているのかを整理した上で、適切な機関へ相談してください。最後の「参考」のページには、手引きの中で紹介したリンク先を再掲してあります。

温暖化全般に関することでしたら、全国地球温暖化防止活動推進センター以外にも地域の地球温暖化防止活動推進センターがあります。図表 2-2 に各センターの URL が記載してありますので参照下さい。

食品リサイクルや容器包装リサイクルに関するものは農林水産省の地方農政局でも情報発信しています。次表にこれらの URL を掲載しますので参照下さい。

図表 2-7 食品リサイクル法及び容器包装リサイクル法に関連する問い合わせ先

局名	住所/電話/担当/関連 URL	管轄場所
北海道 農政 事務所	〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 17 丁目 19-6 TEL: 011-642-5461 (代表) http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/index.html	北海道
東北 農政局	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 TEL: 022-263-1111 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/file/agri_industry.html	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東 農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館) TEL: 048-600-0600 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/kankyau_biomass/index.html	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨 県、長野県、静 岡県
北陸 農政局	〒920-8566 金沢市広坂 2-2-60 (金沢広坂合同庁舎) TEL: 076-263-2161 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/hokuriku/kihon/index.html	新潟県、富山県、 石川県、福井県
東海 農政局	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2 TEL: 052-201-7271 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/tokai/seisaku/index03_d.html	岐阜県、愛知県、 三重県
近畿 農政局	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎) TEL: 075-451-9161 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/kinki/seisan/syokuhin/kankyau/index.html	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山 県
中国四国 農政局	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎) TEL: 086-224-4511 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/syokuryou/index.html	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
九州 農政局	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎) TEL: 096-211-9111 (代表) 担当：事業戦略課 http://www.maff.go.jp/kyusyu/syokuryou/index.html	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合 事務局 農林水産 部	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL: 098-866-1627 (代表) http://www.ogb.go.jp/nousui/kankyo/index.html	沖縄県